

●香川県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年12月12日から令和8年1月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
丸亀市土器町東七丁目802番地先から	前	13.0～26.4	96.2	中讃広域都市計画道路事業による現道拡幅
丸亀市土器町東七丁目753番地先まで	後	20.1～26.4	96.2	